

報告第 28 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 11 月 27 日 提出

安曇野市長 太田 寛

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市豊科高家 6447 番地 2 における公用車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 11 月 12 日

安曇野市長 太田 寛

1 和解の相手方

住所 愛知県名古屋市中村区名駅 5 丁目 22-2

氏名 株式会社 コーケントラスト 代表取締役 神田孝謙

2 事故の概要

令和 7 年 7 月 11 日、株式会社コーケントラスト所有のアパートの駐車場にて、バックで公用車を駐車する際にアパートベランダのアルミフェンスに接触し、損傷させた。

3 和解の内容

本件事故の原因は、公用車運転者の不注意によるものであるため、安曇野市の過失を 100%とする。

よって、安曇野市は上記 1 の相手方に対し、損害賠償金として 132,000 円を支払う。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。